

男女の賃金の差異の公表について

当法人の男女の賃金の差異について公表いたします。

	男女の賃金の差異 (男女の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	65.7%
うち正規雇用労働者	72.5%
うち非正規雇用労働者	81.9%

◇対象期間：令和7年1月1日～令和7年12月31日

◇賃金：基本給、諸手当、超過労働等に対する報酬、賞与等を含み、退職手当等を除く。

正規雇用労働者：期間の定めのない職員、嘱託職員を含む。

非正規雇用労働者：パートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除く。